

H29 長崎県食品衛生監視指導計画の前年度からの主な変更点

弁当調整施設及び宿泊施設等に係る重点監視事項 [第4の2の(4)]

「ねんりんピック長崎2016」に係る重点監視事項を削除した。

食肉衛生検査所の実施する監視 [第4の3の(2)のウ]

牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の改正に伴い、健康牛のBSEに係る検査を廃止。なお、神経症状及び全身症状を呈する24ヶ月齢以上の牛については引き続き、と畜場法に基づきBSEに係る検査を実施することとした。

HACCP手法による衛生管理の普及啓発に関する事項 [第5の3]

HACCP導入型基準が全業種を対称に義務化される予定から、県内の全食品事業者へ導入を推進することとした。

食品等検査実施計画について [別表4、5]

重点実施食品検査(別表5)について、近年の違反事例の減少状況から残留農薬の検査を125検体から105検体に変更した。また、アレルギー物質の検査を18検体から20検体とした。

その他、文言等の修正